

交	01	13	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月末まで有効)			

交 規 第 9 0 1 号  
令 和 7 年 3 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

信号機等整備手続要領の制定について

この度、信号機、道路標識及び道路標示の整備に関する各種手続等について、信号機等整備手続要領を別添のとおり制定し、令和7年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、本要領の施行に伴い、「交通安全施設整備手続要領」（令和4年9月付け交通部交通規制課発出執務資料）は廃止する。

担当 交通規制課 安全施設係

別添

## 信号機等整備手続要領

### 第1 目的

この要領は、交通安全施設の整備に関する各種手続について必要な様式を定めるほか、交通安全施設の障害発生時の対応等について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 警察署等  
警察署及び高速道路交通警察隊をいう。
- 2 警察署長等  
警察署等の長をいう。
- 3 管内  
警察署にあつては、各警察署の管轄区域内をいい、高速道路交通警察隊にあつては、管轄する高速自動車国道及び自動車専用道路をいう。
- 4 道路標識等  
道路標識及び道路標示をいう。
- 5 信号機等  
信号機及び道路標識等をいう。
- 6 交通規制の新設等  
公安委員会の交通規制の新設、変更又は解除をいう。
- 7 交通規制管理システム  
道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、公安委員会が意思決定を行った交通規制の内容に係る情報や、公安委員会が設置する信号機等に関する情報を管理し、交通規制上申、道路標識工事及び道路標示工事発注に係る情報を登録・出力するシステムをいう。
- 8 信号機設置の指針  
警察庁が定める、法第4条第1項の規定に基づいて、公安委員会が信号機を設置し、及び撤去する場合の一般的事項をいう。
- 9 交通規制基準  
警察庁が定める、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の規定に基づいて道路標識等を設置し、及び管理して交通規制を行う場合に必要な一般的基準をいう。
- 10 緊急保守  
台風、暴風等の自然災害や事故不申告事案等により、道路標識が倒壊、破損した場合に行う補修のほか、倒壊、落下の予兆がみられるもの、交通規制の維持に支障

が発生したもの又は発生することが見込まれるもので、早急に是正が必要となる場合の補修をいう。

### 第3 信号機等の整備

#### 1 信号機の整備

##### (1) 上申

警察署長は、交通規制の新設等又は交通安全施設等設置管理要綱（令和7年3月13日付け交規第897号）第5の2「点検」（以下「点検」という。）の結果等により、信号機の整備の必要性を認めるときは、必要事項を記載した文書により交通規制課長を経て警察本部長に上申すること。

なお、交通規制の新設等の上申に当たっては、信号機設置（撤去）の上申に至る経緯、付近の交通量、交通事故の発生状況、信号機設置の指針における設置条件への該当等のほか、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で十分な検討を行うこと。

##### (2) 審査等

交通規制課長は、信号機の整備の必要性を精査し、工事を行うものとする。

なお、交通規制課長は、交通規制の新設等の必要性について疑義が生じた場合は、必要に応じて警察署長に対し追加調査を指示するとともに、その調査結果を踏まえ、当該交通規制の新設等について、再審査すること。

##### (3) 各種申請手続

###### ア 共架申請及び道路占用手続

信号機の工事に伴う電力柱等への共架申請、道路占用手続等については、交通規制課長が行うこと。

###### イ 民地借用手続

(ア) 交通規制課長又は警察署長は、民地借用手続を行う場合、事前に土地所有者から民地借用の内諾を得ること。

(イ) 交通規制課長は、「信号機等設置用地の借用願いについて」（様式第3号）を作成し、警察署長に送付すること。

(ウ) 警察署長は、交通規制課長から送付された「信号機等設置用地の借用願いについて」（様式第3号）を土地所有者に交付の上、同人から「承諾書」（様式第4号）を徴すること。

#### 2 道路標識の整備

##### (1) 上申

警察署長は、交通規制の新設等又は点検の結果等により、道路標識の整備の必要性を認めるときは、交通規制管理システムにより、「道路標識設計書」（様式第1号）を作成し、写真を添付の上、交通規制課長を経て警察本部長に道路標識工事を上申すること。

なお、交通規制の新設等の上申に当たっては、上申に至る経緯、付近の交通量、交通事故の発生状況、交通規制基準への該当等のほか、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で十分な検討を行うこと。

また、交通規制の新設等に伴う上申の際は、当該工事上申のほか、「交通規制実施要領」第3の2(2)エの上申もあわせて行うこと。

(2) 審査等

交通規制課長は、道路標識の整備の必要性を精査し、工事を行うものとする。

なお、交通規制課長は、上申の内容に不備がある場合や追加調査が必要な場合は、必要に応じて警察署長に対し追加調査を指示するとともに、その調査結果を踏まえ、当該交通規制の新設等について、再審査すること。

(3) 標識管理番号の付与

交通規制課長は、道路標識を新設する場合は、当該道路標識について、交通規制管理システムで管理するための標識管理番号を付与すること。

(4) 各種申請手続

ア 共架申請

道路標識の工事に伴う電力柱等への共架申請については、警察署長が行うこと。

イ 民地借用手続

(ア) 警察署長は、民地借用手続を行う場合、事前に土地所有者から民地借用の内諾を得ること。

(イ) 警察署長は、交通規制課長から関係警察署長宛てに送付する「交通安全施設工事の発注について」の事務連絡を受けた後、交通規制課長に対し、「道路標識等設置用地の借用願いについて」（様式第5号）の作成依頼文書を提出すること。

(ウ) 警察署長は、交通規制課長から送付された「道路標識等設置用地の借用願いについて」（様式第5号）を土地所有者に交付の上、同人から「承諾書」（様式第6号）を徴し、同承諾書の写しを交通規制課長に送付すること。  
なお、当該承諾書の保存期限は土地の借用が終了するまでの間とする。

(5) 高速道路交通警察隊長との協議

高速道路交通警察隊の管内における道路標識の整備については、交通規制課長と高速道路交通警察隊長が協議すること。

3 道路標示の整備

(1) 上申

警察署長は、交通規制の新設等又は点検の結果等により、道路標示の整備の必要性を認めるときは、交通規制管理システムにより、「道路標示設置図」（様式第2号）を作成し、写真を添付の上、交通規制課長を経て警察本部長に道路標示工事を上申すること。

なお、交通規制の新設等の上申に当たっては、上申に至る経緯、付近の交通量、交通事故の発生状況、交通規制基準への該当等のほか、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で十分な検討を行うこと。

また、交通規制の新設等に伴う上申の際は、当該工事上申のほか、「交通規制実施要領」第3の2(2)エの上申もあわせて行うこと。

(2) 審査等

交通規制課長は、道路標示の整備の必要性を精査し、工事を行うものとする。

なお、交通規制課長は、上申の内容に不備がある場合や追加調査が必要な場合は、必要に応じて警察署長に対し追加調査を指示するとともに、その調査結果を踏まえ、当該交通規制の新設等について、再審査すること。

(3) 高速道路交通警察隊長との協議

高速道路交通警察隊の管内における道路標示の整備については、交通規制課長と高速道路交通警察隊長が協議すること。

4 通知

交通規制課長は、関係警察署長に対し、交通規制の新設等及び更新に伴う交通安全施設の工事日程等が決定次第、その内容について通知すること。

5 工事完成後の対応

(1) 工事完成通知の送付

交通規制課長は、交通規制の新設等に係る道路標識等の工事完成後、規制箇所を管轄する警察署長等に対し、工事完成通知を送付すること。

(2) 現場確認

警察署長は、交通規制の新設等に係る道路標識等の工事完成通知を受領した場合は、「交通安全施設等設置管理要綱」第4の3(1)の警察署の運用管理者（以下「警察署の運用管理者」という。）に対し、速やかに標識の設置状況又は撤去状況を確認させること。

(3) 意思決定検討票の作成

警察署の運用管理者は、道路標識等の設置状況を確認後、「交通規制実施要領」第3の2(2)エにより作成した「意思決定検討票」の「工事完成後の確認事項」を作成すること。

作成した「意思決定検討票」については、警察署長の決裁後、その写しを交通規制課に送付し、原本は上申書とともに簿冊に編綴して保管すること。

なお、高速道路交通警察隊は、交通規制課と協議の上、管内の交通規制を実施することから、交通規制の新設等に係る意思決定検討票の作成及び保管は不要とする。

(4) 交通規制課への報告

警察署長等は、工事完成後において、警察署の運用管理者が道路標識等の設置状況等を確認した結果、標識の種別が上申内容と異なる場合や、標識の設置方法等に疑義が生じた場合は、速やかに交通規制課に報告すること。

第4 保険対象事案発生時の措置

1 交通規制課長の措置

交通規制課長は、その管理に係る信号機等について、信号機から雪塊が落下し、又は道路標識柱が倒壊し車両に損害を与えるなどその管理瑕疵に起因して第三者に損害を与えた事案（以下「保険対象事案」という。）を認知した場合は、別表「保険対象事案発生時の措置要領」について、警察署長等に必要な指示をするとともに、

○ 保険会社への通報

- 保険会社との交渉
- 保守委託、工事業者への手配

を行うこと。

## 2 警察署長等の措置

警察署長等は、管内の信号機等について、保険対象事案が発生した場合は、交通安全施設等事故発生報告書（様式第7号）により交通規制課長に報告すること。

## 第5 信号機等の障害等発生時の対応

### 1 信号機

#### (1) 認知時の対応

警察署長は、管内に設置されている信号機について、倒壊や滅灯等障害発生を認知したときは、交通規制課長に即報すること。

なお、即報の連絡先は、執務時間中は交通規制課安全施設係（信号機）、執務時間外は交通管制センター当直とする。

#### (2) 交通規制課長の対応

交通規制課長は、上記障害発生の際報を受理したときは、交通安全施設等管理記録書（様式第8号）に必要事項を記載するとともに、直ちに必要な手配を実施すること。

### 2 道路標識

#### (1) 緊急保守の対応

##### ア 認知時の対応

- (ア) 警察署長等は、管内において緊急保守が必要な道路標識を認知したときは、道路標識保守事案発生報告書（様式第9号）に必要事項を記載の上、交通規制課長に道路標識の補修を手配すること。

なお、緊急保守の項目については、別に送付する「保守項目一覧表」を参考とすること。

- (イ) 警察署長等は、交通事故等により破損した道路標識柱を折損処理した際、当該折損部分の一部が残存することにより、歩行者の転倒や通過車両のパンク等の発生が予想されることから、ハンマー等を利用し地面との凹凸がなくなるよう適切に処置すること。

また、現場臨場した際に、工具を持ち合わせていない場合は、カラーコーン等の設置等安全対策をした上、速やかに上記処置を実施すること。

##### イ 交通規制課長の対応

交通規制課長は、道路標識保守事案発生報告書（様式第9号）の内容を確認し、道路標識保守事案受理簿（様式第10号）に必要事項を記載するとともに、必要な緊急保守の手配を行うこと。

##### ウ 警察署長等の対応

警察署長等は、緊急保守が終了した段階で、当該道路標識の補修状況を点検し、その結果を道路標識保守事案発生報告書（様式第9号）の点検結果欄等に記載の上、必要事項を交通規制課長にメール等で報告すること。

## (2) 道路標識板の向き補修の対応

### ア 認知時の対応

警察署長等は、道路標識板が強風等により不適切な方向を向いている場合において、その取付け位置が高所等のため所属警察官による補修ができない場合は、道路標識保守事案発生報告書（様式第9号）に必要事項を記載の上、交通規制課長に緊急保守を依頼すること。

### イ 交通規制課長の対応

交通規制課長は、道路標識保守事案発生報告書（様式第9号）の内容を確認し、道路標識保守事案受理簿（様式第10号）に必要事項を記載するとともに、緊急保守の手配を行うこと。

### ウ 警察署長等の対応

警察署長等は、緊急保守が終了した段階で、当該道路標識板の向きを点検し、その結果を道路標識保守事案発生報告書（様式第9号）点検日欄等に記載の上、必要事項を交通規制課長にメール等で報告すること。

## 3 交通事故や道路維持作業等による障害発生時の報告

警察署長等は、当事者が判明している交通事故や当事者が判明していない当て逃げ事故及び道路維持作業等により交通安全施設が損壊、倒壊等の損害を受けた場合は、交通規制課長に対し、電話による即報のほか、交通安全施設等事故発生報告書（様式第7号）により当該事案の詳細を速やかに報告すること。

また、支払い能力の有無や破損の大小にかかわらず、事故当事者（明らかに過失がない当事者を除く。）から誓約書（様式第11号）を徴し、その写しを交通規制課長に送付するとともに、原本は、警察署長等が保管すること。

また、事故当事者の公用語に応じて、外国語版の誓約書（様式第11-1～3号）を使用すること。

## 4 交通安全対策上、警察本部が設置する表示板の障害発生時の対応

交通安全対策上、警察本部が設置する表示板の障害発生時の対応は、道路標識の障害時の対応に準じて取り扱うこと。

## 第6 交通規制管理システムの修正

警察署長等は、管内の道路標識について、実際の設置状況が交通規制管理システムのデータと異なる場合や道路改良等により設置状況に変更があった場合などには、交通規制管理システムのデータ修正を行うため、交通規制管理システムデータ修正依頼書（様式第12号）を交通規制課長に送付すること。

殿

青森県公安委員会

信号機等設置用地の借用願いについて

青森県公安委員会では、道路における交通の安全と円滑を図るために信号機を設置し運用しております。

つきましては誠に恐縮ですが、信号機等を設置する場所として、貴殿が所有する土地の一部を借用いたしたくお願い申し上げます。

記

- 1 借用目的  
信号機等設置のため
- 2 借用場所
- 3 土地借用面積  
m<sup>2</sup>
- 4 使用本数  
信号機柱 本
- 5 共架物件  
基
- 6 借用期限  
承諾の日からこの工作物を撤去した日
- 7 賃借料  
無料とさせて頂くようお願いいたします。
- 8 移設及び撤去  
土地所有者が土地の使用用途が変更になり、信号機柱の移転等が必要となった場合は、当方において移設等を行います。
- 9 添付書類  
別添図のとおり。
- 10 名義等の変更  
土地所有等の名義が変更になる場合は、下記の連絡先又は最寄りの警察署へご連絡下さい。
- 11 連絡先  
青森県警察本部交通規制課安全施設係  
TEL 0 1 7 - 7 2 3 - 4 2 1 1

青森県公安委員会 殿

住 所

氏 名

承 諾 書

下記により貴殿が使用することを承諾します。  
記

- 1 使用目的  
信号機等設置のため
- 2 借用場所
- 3 土地借用面積  
m<sup>2</sup>
- 4 使用本数  
本
- 5 共架物件  
基
- 6 使用期限  
承諾の日からこの工作物を撤去した日
- 7 賃借料  
無料

殿

青森県公安委員会

道路標識等設置用地の借用願いについて

青森県公安委員会では、道路における交通の安全と円滑を図るために道路標識を設置し運用しております。

つきましては誠に恐縮ですが、道路標識等を設置する場所として、貴殿が所有する土地の一部を借用いたしたくお願い申し上げます。

記

- 1 借用目的  
道路標識等設置のため
- 2 借用場所
- 3 土地借用面積等
  - (1) 柱本数及び面積  
本 m<sup>2</sup>
  - (2) 標識数  
枚 ( 柱共架 枚)
- 4 借用期限  
承諾の日からこの工作物を撤去した日
- 5 賃借料  
無料とさせて頂くようお願いいたします。
- 6 移設及び撤去  
土地所有者が土地の使用用途が変更になり、道路標識の移転等が必要となった場合は、当方において移設等を行います。
- 7 添付書類  
別添図のとおり。
- 8 名義等の変更  
土地所有等の名義が変更になる場合は、最寄りの警察署へご連絡下さい。

青森県公安委員会 殿

住 所

氏 名

承 諾 書

下記により貴殿が使用することを承諾します。  
記

- 1 借用目的  
道路標識等設置のため
- 2 借用場所
- 3 土地借用面積等
  - (1) 柱本数及び面積  
本 m<sup>2</sup>
  - (2) 標識数  
枚 ( 柱共架 枚)
- 4 使用期限  
承諾の日からこの工作物を撤去した日
- 5 賃借料  
無料



## 交 通 安 全 施 設 等 管 理 記 録 書

時刻	警察署名	事案名	事案内容	措置結果等
時 分		<input type="checkbox"/> 保守手配 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他		
	発信者			
	受信取扱者			
			保守手配時間 時 分	警察署回答 受信者 時 分
時 分		<input type="checkbox"/> 保守手配 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他		
	発信者			
	受信取扱者			
			保守手配時間 時 分	警察署回答 受信者 時 分
時 分		<input type="checkbox"/> 保守手配 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他		
	発信者			
	受信取扱者			
			保守手配時間 時 分	警察署回答 受信者 時 分
時 分		<input type="checkbox"/> 保守手配 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他		
	発信者			
	受信取扱者			
			保守手配時間 時 分	警察署回答 受信者 時 分
時 分		<input type="checkbox"/> 保守手配 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他		
	発信者			
	受信取扱者			
			保守手配時間 時 分	警察署回答 受信者 時 分

様式第9号

道路標識保守事案発生報告書

警察署

灯火式大型標識	可変標識	緊急保守
---------	------	------

一連番号	規制課
	警察署

道路標識設置場所			
標識管理番号			
事案概要と 道路標識 損壊状況			
保守項目			灯火式（球切れ）
			可変標識（障害）
損壊状況写真			
手配依頼日		手配担当者	
交通規制課受理者		保守指示日	
保守完了日			
点検日		点検者氏名	
点検結果			



# 誓 約 書

警察署長殿

年 月 日 午前・午後 時 分頃

先

に発生した青森県公安委員会管理に係る規制標識 信号機   
の損壊事故につきましては、原状復旧（損害補償）することを誓います。

年 月 日

署名

[メモ欄]

## [原因者]

- ・ 住所
- ・ 職業（勤務先）（ ）
- ・ 氏名
- ・ 生年月日 年 月 日
- ・ 電話番号（自宅）（携帯）  
（勤務先）

## [雇用主又は保護者等] ※未成年等の場合

- ・ 原因者との関係
- ・ 住所
- ・ 職業（勤務先）（ ）
- ・ 氏名
- ・ 生年月日 年 月 日
- ・ 電話番号（自宅）（携帯）  
（勤務先）

【任意保険関係】 契約 有 ・ 無

契約保険会社～

対物保証内容～

**P L E D G E**

To the Chief of Police Station

I pledge to restore (compensate for) damaged  traffic sign  traffic light   
administered by the Aomori Prefectural Public Safety Commission.

The damage was caused by the traffic accident at around : am·pm on  
MM/DD/YY at

(Year) (Month) (Day)

Signature \_\_\_\_\_

----- **[note]** -----

**[person who caused damage]**

- address \_\_\_\_\_
- occupation (place of work) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )
- name \_\_\_\_\_
- date of birth \_\_\_\_\_
- phone number (home) \_\_\_\_\_ (cell) \_\_\_\_\_  
(office) \_\_\_\_\_

**[employer or guardian, etc.] in case of a minor, etc.**

- relationship with the person who caused damage \_\_\_\_\_
- address \_\_\_\_\_
- occupation (place of work) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )
- name \_\_\_\_\_
- date of birth \_\_\_\_\_
- phone number (home) \_\_\_\_\_ (cell) \_\_\_\_\_  
(office) \_\_\_\_\_

**[voluntary insurance] contract yes / no**

name of insurance company \_\_\_\_\_

contents of property warranty \_\_\_\_\_

# 誓 约 书

警察局长

年 月 号 上午・下午 点 分钟左右  
 发生事故的地方 \_\_\_\_\_ 的路上,  
 我损坏了青森县公安委员会管理的  限制时速等标识  红绿灯  \_\_\_\_\_。  
 我发誓恢复原状 (损害赔偿)。

年 月 号

签名 \_\_\_\_\_

-----[信息]-----

**【原因者】**

- ・ 地址 \_\_\_\_\_
- ・ 职业 (公司名) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )
- ・ 姓名 \_\_\_\_\_
- ・ 出生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 号
- ・ 电话号码 (自己的住宅) \_\_\_\_\_
- (手机) \_\_\_\_\_
- (公司) \_\_\_\_\_

**【雇主或保护人,家长】** ※原因者是未成年的场合,需要填下列事项.

- ・ 和原因者的关系 \_\_\_\_\_
- ・ 地址 \_\_\_\_\_
- ・ 职业 (公司名) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )
- ・ 姓名 \_\_\_\_\_
- ・ 出生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 号
- ・ 电话号码 (自己的住宅) \_\_\_\_\_
- (手机) \_\_\_\_\_
- (公司) \_\_\_\_\_

<b>【任意保险的关系】</b>	订了合同 <input type="checkbox"/> 没有订 <input type="checkbox"/>
合同保险公司	_____
损害实物赔偿额	_____



### 交通規制管理システムデータ修正依頼書

警察署		依頼担当者	依頼日
番号	項目	データ修正内容	
1	修正 ・ 削除	<input type="checkbox"/> 標識管理番号 <input type="checkbox"/> 修正項目および理由	
		<input type="checkbox"/> 道路標識補修年月日 <input type="checkbox"/> 道路標識設置業者 <input type="checkbox"/> 共架の有無 電力柱・NTT柱・その他( ) 番号( )	
		<input type="checkbox"/> 現在の標識の状況 <div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; text-align: center; margin-top: 10px;">                     画像を取り込んで印刷                 </div>	
	データ修正	修正者	修正日
2	修正 ・ 削除	<input type="checkbox"/> 標識管理番号 <input type="checkbox"/> 修正項目および理由	
		<input type="checkbox"/> 道路標識補修年月日 <input type="checkbox"/> 道路標識設置業者 <input type="checkbox"/> 共架の有無 電力柱・NTT柱・その他( ) 番号( )	
		<input type="checkbox"/> 現在の標識の状況 <div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; text-align: center; margin-top: 10px;">                     画像を取り込んで印刷                 </div>	
	データ修正	修正者	修正日

別表

保険対象事案発生時の措置要領

	機 械 保 険	賠 償 責 任 保 険
適用事案	<p>1 加害者が不明の場合 例示：当て逃げ</p> <p>2 加害者が判明している場合でも、支払い能力がない場合 例示：①保険未加入 ②損害額が保険額を上回る</p>	<p>信号機等交通安全施設の管理瑕疵に基づき、第三者に損害を与えた場合 例示：信号機柱が倒壊又は雪塊の落下により、通行車両が損傷</p>
運用状況	<p>1 様式第10号「交通安全施設等事故発生報告書」により即報すること。</p> <p>2 様式第11号「誓約書」により、事前に誓約書を徴収しておくこと。</p> <p>3 示談が成立した場合は、示談書を取交すること。</p> <p>4 安易に保険対応とすることがないようにし、当て逃げ事案が発生したら追跡捜査を行うとともに、加害者がいる場合は、示談交渉を積極的に行うこと。</p>	<p>1 直ちに現場臨場し、事実関係を調査すること。</p> <p>2 被害状況を写真撮影すること。</p> <p>3 示談が成立した場合は、示談書を取交すること。</p>